



福岡医発第 1469 号 (地)
令和 6 年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療機関の開設者が変更した場合における廊下に係る
構造設備基準の適用について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より福岡県保健医療介護部
医療指導課を通じて、別紙のとおり連絡がありました。

本件は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令
第 8 号。）附則第 8 条の規定について、一部解釈が不明確であったことから、
別紙のとおり考え方を示すものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくととも
に、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

公印省略

6医指第1116号
令和6年7月29日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

医療機関の開設者が変更した場合における廊下に係る構造設備基準の適用について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」>「医療提供体制」>厚生労働省等からの通知」

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2024.html>

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

医政総発 0702 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

医療機関の開設者が変更した場合における廊下に係る構造設備基準の適用について

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 8 条の規定については、従来、一部解釈が不明確であったことから、今般、その考え方について、改めて下記のとおり示すこととしたので、留意願います。

記

改正省令附則第 3 条に規定する既存病院建物及び改正省令附則第 4 条に規定する既存診療所建物（以下「既存病院建物等」という。）については、改正省令附則第 8 条が適用されることとされている。

相続等により開設者を変更するため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条 1 項又は第 8 条に規定する医療機関の開設に係る申請又は届出をした場合においても、当該申請又は届出に係る建物が改正省令の施行の際現に存した建物（基本的な構造設備が完成していたものを含み、改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）である場合には、既存病院建物等として改正省令附則第 8 条が適用される。

以上

令和6年4月1日 施行

現在施行

事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第五十九号） 府省令

Law RevisionID:323M40000100050_20240401_506M60000100059

昭和二十三年厚生省令第五十号

医療法施行規則

附 則 （平成一三年一月三十一日厚生労働省令第八号） 抄

第八条 既存病院建物又は既存診療所建物内の患者が使用する廊下であつて、その幅が新規則第十六条第一項第十一号イ又はロの規定に適合しないものについては、当該規定は適用せず、なお従前の例による。